

平成 27 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

平成 27 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 246,130 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		750
	1 分担金	750
2 使用料及び手数料		67,638
	1 使用料	67,588
	2 手数料	50
3 県支出金		7,051
	1 県補助金	7,051
4 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
5 繰入金		112,470
	1 他会計繰入金	62,781
	2 基金繰入金	49,689
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		509
	1 預金利子	8
	2 雑収入	501
8 市債		56,700
	1 市債	56,700
歳入合計		246,130

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		31,879
	1 総務管理費	31,879
2 事業費		66,925
	1 維持管理費	66,925
3 公債費		146,326
	1 公債費	146,326
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	246,130

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 本 費 平 準 化 債	56,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</p>